

## 訪問看護に係る利用料【介護保険ご利用・介護予防の場合】

### I 利用料

令和6年6月1日より改定

利用時間	利用料
20分未満（週1回20分以上の訪問看護を実施していること）	303単位/回
30分未満	451単位/回
30分以上60分未満	794単位/回
60分以上90分未満	1.090単位/回

### II 営業時間外利用料

利用時間	利用料
午前6時～8時、午後6時～10時	上記基本料金の25%
午後10時～午前6時	上記基本料金の50%

### III 加算

加算内容	利用料
緊急時訪問看護加算Ⅱ（24時間体制をとっている場合）	574単位/月
特別管理加算Ⅰ（在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている） （留置カテーテル等を使用している状態）	500単位/月
特別管理加算Ⅱ（在宅酸素、真皮を超える褥瘡など）	250単位/月
中山間地域等への訪問看護提供加算 旧高岡地区(横川・大能・ 若栗・中戸川・上君田・下君田)	基本料の5%
長時間訪問看護加算(特別管理加算対象者に90分以上の訪問看護)	300単位
複数名訪問加算	30分未満 254単位 30分以上 402単位
サービス提供体制加算	6単位/回
退院時共同指導加算	600単位/回
初回加算Ⅰ	350単位/月
初回加算Ⅱ	300単位/月
看護体制強化加算Ⅰ	100単位/月

特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、緊急時訪問看護加算Ⅱ、中山間地域等への訪問看護提供加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

介護サービス費は、介護負担割合証に準じて1割～3割負担となります。

#### IV キャンセル料

- ① 利用者からサービス利用の中止について、前日の午後 5 時までに連絡をいただければ、予定されたサービスを中止または変更ができます。この場合、キャンセル料は発生しません。
- ② 前日の午後 5 時以降のキャンセルについては、利用者に 2,000 円キャンセル料を負担していただきます。

#### V 自費となるもの

衛生材料 経管栄養セット 吸引カテーテルなど  
死後の処置 5,500 円

### 訪問看護に係る利用料同意書

私(意思表示ができない時は代理人)は、安良川訪問看護ステーションからの訪問看護を利用するにあたり、左記の利用料について説明を受けました。

つきましては、貴事業所の訪問看護において、左記のサービスを利用する場合、その支払いに同意いたします。

令和 年 月 日

事業者名 医療法人 愛正会  
代表者名 理事長 横倉稔明  
事業所名 安良川訪問看護ステーション

契約者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

契約者との続柄 \_\_\_\_\_